

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ボーテックス（以下「甲」という。）と株式会社ボーテックス従業員代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

第1条（対象となる派遣労働者の範囲）

本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第2条（賃金の構成）

対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

第3条（賃金の決定方法）

対象従業員の基本給、賞与及び退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和7年8月25日付職発0825第1号「令和8年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）の別添2に定める「00903プログラマー」とする。
- (2) 地域調整については、「神奈川」「埼玉県」の派遣先で派遣就業を行うことから、通達別添3に定める「神奈川」「埼玉」の指数を使用するものとする。
- (3) 時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、基本給及び賞与とは分離し、第5条のとおりとする。
- (4) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。
- (5) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、当該額を別表1の「2」に定める額に5%を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）とする。

第4条（基本給及び賞与）

対象従業員の基本給、賞与及び手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2の通りとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次の通りとすること

Aランク：10年

Bランク：3年

Cランク：0年

第5条（時間外労働手当、深夜・休日労働手当）

時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、従業員就業規則第12条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条（通勤手当）

対象従業員の通勤手当は、賃金規程第17条に定める通りにて支給する。

第7条（賃金の決定に当たっての評価）

賃金については、原則として毎年対象従業員の職務の内容、職務の成果、意欲、能力、又は経験その他の就業の実態に基づいて勤務評価を行うこととする。

- 2 甲は、前項の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合には、基本給を昇給させる。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第8条（賃金以外の待遇）

教育訓練（次条に定めるものを除く）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とする。

第9条（教育訓練）

労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

第10条（その他）

本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第11条（有効期間）

本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める対象従業員の賃金の額を基礎として、対象従業員の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和8年 4月 / 日

甲 株式会社ボーテックス
代表取締役 西館 秀明



乙 株式会社ボーテックス
従業員代表 中村 香



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	00903 プログラマー	通達に定める賃金構造基本統計調査	1,412	1,607	1,720	1,762	1,886	2,015	2,505
2	地域調整	神奈川 110.1	1,555	1,770	1,894	1,940	2,077	2,219	2,759
		埼玉 107.2	1,514	1,723	1,844	1,889	2,022	2,161	2,686
3	退職金 (5%) 上乗せ後	神奈川	1,633	1,859	1,989	2,037	2,181	2,330	2,897
		埼玉	1,590	1,810	1,937	1,984	2,124	2,270	2,821

別表2 対象従業員の賃金表

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力/経験
A ランク	上級ソフトウェア開発技術者（社内においてテクノロジーやメソドロジ、ビジネスを創造し、リードするレベル）	2,020～	380	2,400～	神奈川 2,330 埼玉 2,270	10年～
B ランク	中級ソフトウェア開発技術者（自らのスキルを活用することによって、独力で業務上の課題の発見と解決をリードするレベル）	1,730～	330	2,060～	神奈川 2,037 埼玉 1,984	3年～
C ランク	初級ソフトウェア開発技術者（「要件」を満たす作業を「独力」で遂行できるレベル）	1,500～	160	1,660～	神奈川 1,633 埼玉 1,590	0年～

≥

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額により比較するものとする。
- 2 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、令和7年度に対象従業員に対して支給された賞与額の合計額を、当該事業年度の当該従業員の年間所定労働時間の合計時間数で除した額により比較するものとする。